平成２７年（フ）第５５２号
神奈川県厚木市まつかげ台26番20号
債務者　小川　悦子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５５６号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1243番地の１　コーポ和105号、前住所神奈川県伊勢原市子易1479番地の８
債務者　高橋　末吉
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５７７号
神奈川県厚木市上落合595番地３　ＡＮ．ＮＥＸ101
債務者　諸岡　　霞（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―10―206、前住所神奈川県秦野市下大槻410番地１―19―502
債務者　田部　　剛
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５号
神奈川県足柄上郡開成町延沢569番地　Ｅ号棟
債務者　新里　清子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３０号
神奈川県伊勢原市下落合432番地の８、前住所神奈川県座間市入谷４丁目2451番地の13第２花村コーポ８号
債務者　綾部　太一
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３８６号
沖縄県那覇市与儀１丁目５番１号
債務者　安次富範子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７号
沖縄県浦添市内間４丁目13番18号、住民票上の住所沖縄県浦添市伊祖５丁目11番８―404号　パラティーノ伊祖
債務者　髙嶺　繁夫
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４２号
静岡県富士宮市万野原新田3322番地の１レオパレスＦＵＴＵＲＯ102、前住所静岡県富士宮市小泉1935番地の１ＨＫ２―102号室
債務者　髙橋　伸二
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１０２７号
東京都立川市上砂町５丁目69番地の18ドラゴンマンション立川壱番館301号
債務者　小林　祥子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
神奈川県藤沢市下土棚478番地の１　サンハイツＣ　103号
債務者　久保田愛策
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６８号
静岡県浜松市東区大瀬町350番地の104　県営鷲の宮団地４―405号
債務者　モレノ　ナオミこと　モレノ　ドウラン　ナオミ　リセ
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
長崎県南島原市南有馬町甲661番地
債務者　田中　　清
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
長崎県雲仙市南串山町丙1257番地３
債務者　和田　勝幸
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後１時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
栃木県足利市五十部町1116番地
債務者　村岡　時子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部